

個人情報加工の種類と規制の違い

～ 仮名加工情報、匿名加工情報、統計情報～

ミス・間違い等もありますので、必ず法律・GL等原典に当たっていただけますようお願いします。

25.5 弁護士 水町雅子

弁護士 水町雅子

<https://www.miyauchi-law.com>
<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案）に従事

- ◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事

- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都港区・東京都足立区の情報公開・個人情報保護審査会委員、データ利活用推進会議委員、官公庁・自治体の技術審査委員、その他委員就任歴多数。

元SE（言語はPHP,Java,Perl,VB等）として、ITと法律の融合を目指す。

IT案件・情報案件（個人情報、医療データ、マイナンバー、アプリ、サービス、システム開発保守運用等々）を中心に扱う。



AGENDA

加工情報の種類と違い

- 仮名加工情報／匿名加工情報／統計情報
- 行政機関等匿名加工情報

他の解説

- 匿名加工医療情報／仮名加工医療情報（次世代医療基盤法）

→ <https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/170828iryobigdata.pdf>

- 個人情報の定義

→ https://mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_definition.pdf

- 個人データ／保有個人データ、要配慮個人情報、個人関連情報

→ https://mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_variation.pdf



個人情報とは何か

個人情報、個人データ、保有個人データ、
要配慮個人情報、個人関連情報とは

個人情報等の解説

個人情報とは何か

https://mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_definition.pdf

個人データ、保有個人データ、要配慮個人情報、個人関連情報

https://mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_variation.pdf

をご覧ください。



加工情報の種類と違い

仮名加工情報／匿名加工情報／統計情報

個人情報等の種類（加工強度別）

規制強い
加工強度弱い

生の個人情報

- そのままの状態（生データ）

仮名加工情報

- パッと見、誰かわからなくなっている情報だが、法的には原則個人情報のまま
 - ①特定の個人を識別できる記述等（氏名・住所・生年月日・郵便番号等）の削除・置換
 - ②個人識別符号の削除・置換
 - ③不正利用により財産的被害のおそれがある記述等の削除・置換
- 個人情報への**義務が一部軽減**
- **内部利用目的に限定**

匿名加工情報

- 誰かわからなくなっている情報
 - ①特定の個人を識別できる記述等（氏名・住所・生年月日・郵便番号等）の削除・置換
 - ②個人識別符号の削除・置換
 - 仮名加工③に該当する加工は不要
 - ④**連結符号等の削除・置換**
 - ⑤**特異な記述等の削除**
 - ⑥**個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置**
- **容易な手続で**利活用・外部提供可能
- 内部利用目的に**限定されない**
- 再識別は禁止

統計情報

- 特定の個人との対応関係がなく、完全に個人情報でも個人に関する情報でもない
- 匿名加工情報との境界は曖昧な部分が残る

規制弱い
加工強度強い

個人情報の状態（例）

生の個人情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1983/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	2009/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

抽象化情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	2009/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下
削除

年齢・月齢情報を保持
したうえで日の削除

千代田区神保町2のデータは、
氏名等を加工しても、誰の情報かわかるおそれあり

個人情報の状態（例）

仮名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下
削除

年齢・月齢情報を保持
したうえで日の削除

財産的被害のおそれ？
どう加工すればよい？

匿名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	2000万超	独身	なし

削除

番地以下
削除

年齢・月齢情報を保持し
たうえで日の削除

上位・下位5%丸
め処理

その他特異データの削
除、ノイズ付加等

個人情報の状態（例）

統計情報

住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
千代田区五番町	高め（平均X）	男性55%	平均700万	既婚75%	あり55%
千代田区霞が関					
千代田区麴町					
千代田区神保町					

必ずしもここまで丸める必要はない

統計情報の場合、レコードが1になってはダメ。統計によって、3以上、5以上、10以上などのルールあり。

概要

	仮名加工情報	匿名加工情報
概要	◆ 個人情報パッと見*誰かわからなく加工する ◆ パッと見誰の情報かわからなくさせることで、個人（消費者等）を保護 ◆ 個人情報である場合とない場合がある ◆ 簡単な手続で、利用目的の変更（事実上の目的外利用）ができるが、外部提供は難しい	◆ 個人情報を完全に匿名加工する ◆ 誰の情報かわからなくさせることで、個人（消費者等）を保護 ◆ 個人情報ではなくなる ◆ 簡単な手続で、内部での利活用や外部提供が可能
注意点	◆ 個人情報保護法の対象外となるわけではない。 すなわち、一切のルールが課されないわけではなく、一定のルールに従う必要がある。 もっとも、そんなに大変なルールではない。	
	◆ 法定の加工基準を満たす必要があるが、法定基準が簡素かつ比較的明確	◆ 法定の加工基準を満たす必要があるが、法定基準が厳格かつ抽象的。 自分が利活用したいデータが厳格な加工を施せるものか、適したものを十分検討する必要がある。

加工基準

	仮名加工情報	匿名加工情報
加工基準	① 特定の個人を識別することができる記述等の削除又は復元できない置換 →例) 氏名削除、住所丸め、生年月日の日削除	
	② 個人識別符号の削除又は復元できない置換 →例) マイナンバー削除、保険証記号番号削除、生体認証情報削除	
		③ 情報を相互に連結する符号の削除又は復元できない置換 →例) 内部IDの置換・削除
		④ 特異な記述の削除又は復元できない置換 →例) 身長195センチ情報の丸め・削除
	③ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は復元できない置換 →例) クレジットカード番号削除	⑤ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の適切な措置

難

難

個人情報と匿名加工情報と仮名加工情報の違い

自社が保有する顧客情報について、顧客の属性ごとに購買履歴を分析したい場合（民間のみ。公的機関は違うので要注意）

種類	個人情報	匿名加工情報	仮名加工情報
データの 状態	易 - 誰の情報かがわかる状態でOK - 生データの状態でよい	難 - 誰の情報かがわからないように加工することが必要 - ただ、活用できる度合いが低くなる可能性も	普通 - 利活用する情報単体では、誰の情報かわからないように加工する必要 - ただ加工基準が明確
ルール 目的外利用	難 - 利用目的を確認する - 利用目的に「顧客動向分析」などとあれば、利用目的の範囲内で、分析可 - 利用目的の範囲外なら、本人の同意等、個人情報保護法18条に定める要件が必要 - 利用目的の事後変更もできるが、規制あり（合理的関連性要）	易 利用目的の範囲内でも範囲外でもOK	まあ易 - 利用目的の事後変更が制限なく可能 - 変更後の利用目的の範囲内なら、OK（OKなように利用目的を変更するということ） - 変更後の利用目的の公表等は必要 - 電話、郵便、FAX、電報、電子メール、SMS、住居訪問等は禁止

個人情報と匿名加工情報と仮名加工情報の違い

他社が保有する顧客属性情報と自社が保有するデータを組み合わせて分析したいので、
他社から情報入手したい場合（民間のみ。公的機関は違うので要注意）

種類		個人情報	匿名加工情報	仮名加工情報
		前のスライドのルールに加えて.....		
ルール提供	難	- グループ会社等で共同利用の要件（個人情報保護法27条5項3号）を満たす場合は、可 オプトアウト（拒否されたらやめる、個人情報保護法27条2・3項）で可能だが、社会的非難を浴びる可能性もある。また要配慮個人情報（健康診断結果、病院受診、病歴、犯罪歴等）はオプトアウト不可 本人同意が必要な場合も多い	易	- 以下の簡易な手続で可 - 提供時に情報項目&提供方法の公表 - 提供先に対し匿名加工情報であることの明示
				大変難 - 法令に基づく場合以外、第三者提供不可（オプトアウトやその他の27条1項各号不可）（41条6項・42条1項） 委託・事業承継・共同利用の第三者に当たらない場合は、提供可（41条6項・42条2項） 本人同意が必要な場合が多い

個人情報と匿名加工情報と仮名加工情報の違い

自社が保有する顧客情報について、顧客の属性ごとに購買履歴を分析したい場合（民間のみ。公的機関は違うので要注意）

種類	個人情報	匿名加工情報	仮名加工情報
ルール 安全管理	難 ・ 義務 （個人情報保護法 2 3 条）	普通 ・ 加工方法等については義務 （個人情報保護法 4 3 条 2 項） ・ 匿名加工情報自体については努力義務（個人情報保護法 4 3 条 6 項・ 4 6 条）	難 ・ 義務（個人情報保護法 2 3 条・ 4 1 条 2 項・ 4 2 条 3 項）
ルール 開示等	難 ・ 本人から求めがあれば、保有個人データは原則開示が義務（個人情報保護法 3 3 条） ・ 訂正・利用停止請求も	易 ・ 開示不要（反対に、誰の情報かわからないので、本人特定ができず、開示できない）	易 ・ 開示不要（個人情報保護法 4 1 条 9 項にて 3 3 等条が適用除外）

匿名加工情報にかかるルール

規制総論	加工（４３条１項）
	■ 規則で定める基準（住所の市町村以下を削除、特殊な情報の削除、ノイズ付加等）・ 認定個人情報保護団体による自主ルールに従って加工 ■ 要配慮個人情報も匿名加工情報にできる
	安全管理措置（４３条２項・４６条）
	■ 削除した情報や加工方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理
	公表（４３条３・６項）
	■ 情報項目を公表。 匿名加工情報には開示等請求が認められていないため、公表によって、本人が関与
	識別禁止 （４３条５項・４５条）
提供規制	■ 本人を識別するための行為をしない ■ 自ら匿名加工情報を利活用することは可
	公表（４３条４項・４４条）
	■ 情報の項目と提供方法を公表 ■ 本人への通知や同意取得は不要
	提供先に明示（４３条４項・４４条）
	■ 提供先である第三者に、提供情報が匿名加工情報であることを明示

参考

水町ブログ記事「匿名加工情報と仮名加工情報の違い」

→ <https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/09/27/141947>

(民間のみ。公的機関は違うので要注意)



加工情報の利活用

(2) 行政機関等匿名加工情報

国・自治体の持つビッグデータ等をビジネス活用できる仕組み

匿名加工情報（民間、公共）

- ◆ 匿名加工情報と行政機関等匿名加工情報（旧、非識別加工情報）で、個人（消費者等）を保護しつつ、ビジネスのためにデータを利活用できるように
- ◆ 個人情報よりも制約が少ないので、簡単な手続で利活用や外部提供が可能に

種類	メリット	利活用例
匿名加工情報	・ 個人情報ではないので、目的外利用や外部提供が容易	・ 自社で持っている顧客購買履歴を分析 ・ 他社で持っている顧客属性情報と自社データを組み合わせて分析
行政機関等匿名加工情報	・ 国や自治体からデータを入手できる ・ 国や自治体の持つ新鮮で正確なデータを入手できる	・ 日本に出入国する外国人の情報を分析 ・ 古物商、風営法許可等の状況を分析 ・ 国家資格合格者の情報を分析 ・ 住民データを分析

行政機関等匿名加工情報



店舗を新設したい。高収入の大人女性向けの店舗にしたい。
ターゲット層が近くに居住しつつも、類似店舗が少ない地域はどこだろうか。

国・自治体が持っているデータを活用してはどうだろう。住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などが国・自治体に情報としてあるはず。



個人情報だから取得できないのでは。

ビッグデータ等の利活用のために、「行政機関等匿名加工情報」ができたはず。
個人情報ではなく（注）データを丸めて加工した情報を国・自治体から民間が取得できる。



行政機関等匿名加工情報

概要

- ◆ 官の持つデータを民間が利活用するためのしくみ
- ◆ 官が豊富かつ新鮮な大量のデータを保有するのは、公の利益のため。
官の持つデータ価値を民間に還元する。いわゆる「ビッグデータ等」の利活用のため。
- ◆ 提供を受ける民間においては、誰の情報かわからなくさせることで、個人（消費者等）を保護

利点

- ◆ 一般に広く公開情報とはなっていない情報を入手できる
- ◆ 行政機関等が業務遂行の目的で保有する個人情報をもとに加工を行うため
 - ・情報が悉皆的であり個人の漏れがないこと
 - ・個人に対する情報の種類や蓄積量が多いこと
 - ・行政情報であるため情報が新鮮かつ正確であること

注意点

- ◆ 自分の欲しいデータが行政機関等匿名加工情報の対象かどうか確認要。
- ◆ 個人情報保護法に従った手続（提案書の作成、審査、契約）が必要となる。
手数料も必要で無料ではない。
- ◆ 自治体が豊富なデータを保有するが、当分は都道府県・政令市のみ対応予定か？
自治体にとっては、匿名加工を十分に行わないと、漏えいに当たるので慎重な対応が必要

参考) 加工基準

	匿名加工情報（規則 3 4 条）	行政機関等匿名加工情報（規則 6 2 条）
加工基準 ⇒同じ	一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。	一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

匿名加工情報と行政機関等匿名加工情報

- ✓ 「匿名加工情報」も「行政機関等匿名加工情報」も、**生の個人情報**を加工した状態のデータ。両方とも、**個人（消費者・国民等）を保護しつつ、データ流通を容易化する法制上の仕掛け**
- ✓ 「行政機関等匿名加工情報」は中でも、官の持つデータ民間が利活用するためのしくみ
 - 行政機関等匿名加工情報は行政機関／独立行政法人等／自治体／地方独法がもっているデータの状態をいい、行政機関等匿名加工情報が民間の手に渡った瞬間、「匿名加工情報」になる
 - 前までは「非識別加工情報」と言われており、官内では識別可能だったが、複雑との批判もあり、「行政機関等匿名加工情報」と名称変更した

次ページで図表化

行政機関等匿名加工情報

◆ 官の持つデータを民間が利活用するためのしくみ

匿名加工情報

- ①自分の持つ個人情報を匿名加工情報に加工することで、簡単な手続での利活用ができる
- ②他社の持つ匿名加工情報を入手することで、簡単な手続での入手ができる
- ③行政機関等匿名加工情報は行政機関／独立行政法人等／自治体／地方独法がもっているデータの状態をいい、行政機関等匿名加工情報が民間の手に渡った瞬間、「匿名加工情報」になる

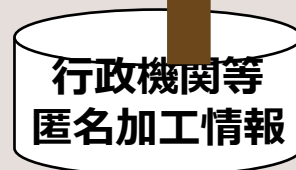
非識別加工情報と匿名加工情報



官（行政機関・独立行政法人等・地方公共団体等）



加工



民（企業等）

パターン①自社で匿名加工情報を作成



匿名加工情報

加工



パターン③官から入手
※行政機関等匿名加工情報は民の手に渡った瞬間、「匿名加工情報」になる

パターン②他社から匿名加工情報入手

匿名加工情報

他社



※その他、他社から生の個人情報を入手し、自社で匿名加工情報化すること等もできるが、割愛

行政機関等匿名加工情報入手の流れ

手続	概要
1) データの調査	入手したいデータがあるかe-Gov等で調べる
2) 国等への提案	提案書を作成し国等に提出する
3) 国等での審査	提案書が審査される
4) 国等との契約	適当と認められると契約できる
5) データの入手	契約に基づきデータを入手する
6) データの利活用	法規制等に従ってデータを利活用する





加工情報

仮名加工医療情報／匿名加工医療情報

匿名加工医療情報／仮名加工医療情報

情報	法律
匿名加工情報／仮名加工情報	個人情報保護法 ※大臣認定不要
匿名加工医療情報／仮名加工医療情報	次世代医療基盤法 ※大臣認定が必要な場合がある

匿名加工医療情報／仮名加工医療情報

→ <https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/170828iryobigdata.pdf>

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

加工度合い

個人情報

…生データ

個人情報

仮名加工情報

…簡単な加工データ。
何かと照合しなければ誰かわからない情報に加工
①氏名等②個人識別符号③財産的被害おそれ情報の削除・置換

個人情報

個人に関する情報

個人関連情報

…加工データではないが、提供元にとっては個人情報ではなく、
提供先にとっては個人データ

個人情報

個人に関する情報

匿名加工情報

…複雑な加工が必要となり得る。
単体で誰かわからない情報に完全に加工する必要あり
①氏名等②個人識別符号③連結符号
④特異な記述等の削除・置換⑤適切な措置

非個人情報

個人に関する情報

行政機関等匿名加工情報

…匿名加工情報とほぼ同じ。
官が持つデータを民がビジネスに活用できる。

非個人情報

個人に関する情報

匿名加工医療情報

…匿名加工情報とほぼ同じ。
医療情報を大臣認定事業者が匿名加工して活用できる。

非個人情報

個人に関する情報

統計情報

…個人との対応関係が排斥されている。

非個人情報

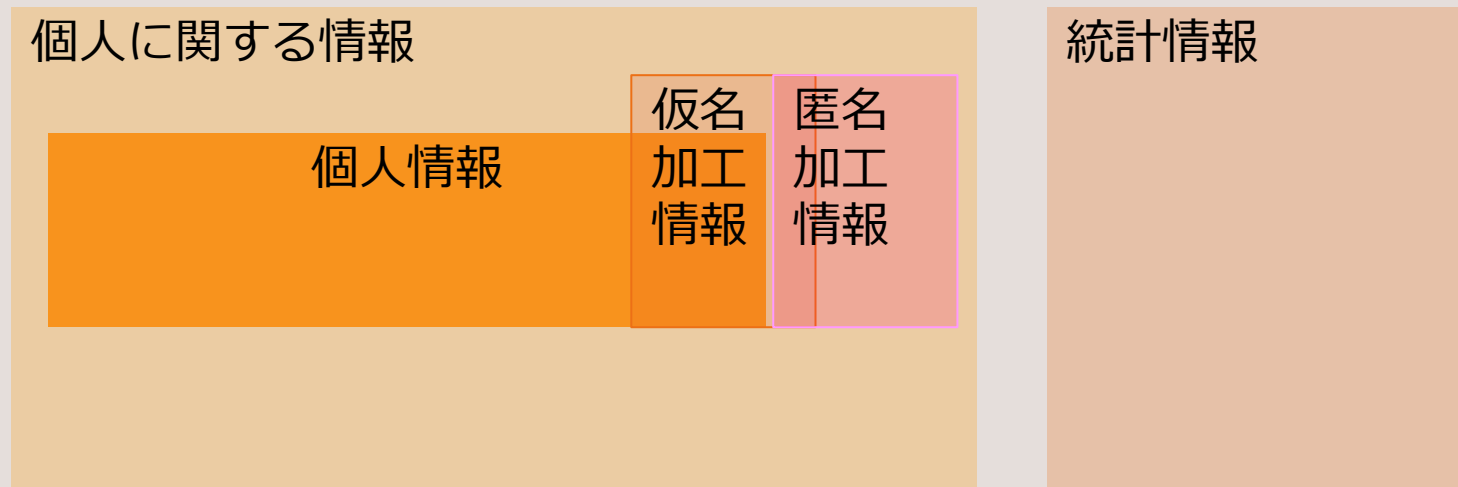
非個人に関する情報

強い

仮名加工情報でも元情報削除の場合等は非個人情報。匿名加工情報系は加工度合いはほぼ一緒。

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる



- 個人関連情報は、提供元にとっては「個人に関する情報」で、提供先にとっては「個人情報」
→うまく図示できないため、図では割愛
- 匿名加工情報＝仮名加工情報となる場合もあるので、匿名と仮名は一部重複する。
- 行政機関等匿名加工情報は、匿名加工情報とほぼ同じだが、官情報
- 匿名加工医療情報も、匿名加工情報とほぼ同じだが、大臣認定事業者とそこから提供を受けた者が保有する情報



まとめ・参考

まとめ

■ 加工情報の種類

- ・ 仮名加工情報、匿名加工情報、統計情報の順に加工強度が強い
- ・ 単に氏名を削除すればよいという単純なものではない
- ・ 行政機関等匿名加工情報を使えば、行政データを民間が入手し、ビジネス活用できる
- ・ 仮名加工情報は加工基準が明瞭。匿名加工情報は加工基準遵守が一般論としては難しいものの、データの状態によるので、難しくない場合もあるので、あきらめないで検討する。
- ・ 匿名加工医療情報、仮名加工医療情報は、個人情報保護法ではなく次世代医療基盤法

■ 規制

- ・ 粒度が粗くて加工度合いが高いデータで良いのであれば、規制も弱い
→ **どの程度の粒度・加工度合いのデータで良いのか**を考える
- ・ 仮名加工情報は事実上目的外利用が可能。非第三者提供ならできる。
- ・ 匿名加工情報は目的外利用も第三者提供も容易。

参考

◆ 他の水町作成資料

一覧 <https://www.mizu-machi.com/kaisetsu/>

ブログ **ITをめぐる法律問題について考える**

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

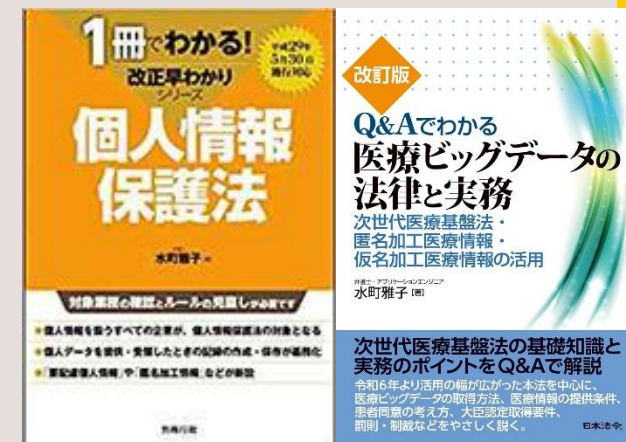
◆ 書籍

「個人情報保護法 (1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ)」

(労務行政、2017年) ←古いが、個人情報の定義は2025年現在もこの書籍のまま。

「Q & Aでわかる医療ビッグデータの法律と実務」

(日本法令、2024年) ←「匿名加工医療情報」「仮名加工医療情報」「次世代医療基盤法」に関する書籍。



THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法
（次世代医療基盤法）のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、
企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → onesg@mizu-machi.com